



佐賀県公報

平成19年
1月31日
(水曜日)
第12860号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

○解除予定保安林	(四五・森林整備課)	一
○道路の区域の変更	(四六・道路課)	一
○道路の供用開始	(四七・ "	二
○道路の区域の変更	(四八・ "	二
○道路の供用開始	(四九・ "	三
◎県が管理する港湾施設の概要の一部改正	(五〇・港湾課)	三
◎共通費管理システム及び健康管理システムに係る機器設備及び稼働環境貸借に係る制限付一般競争入札	(情報・業務改革課)	三
◎特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(県民協働課)	六
◎県営寄人地区土地改良事業の工事完了	(農地整備課)	七
◎ "	("	七
◎県営大陣岳地区土地改良事業の工事完了	("	七
◎県民たよりの印刷に係る一般競争入札	(用度管財課)	七
◎選挙管理委員会事項		
○佐賀県選挙管理委員会委員長の職務代理者	(告示・五)	九
○選挙管理委員会の招集	("・六)	九
◎不在者投票のできる施設の指定の一部改正	("・七)	九

○ 告 示

◎佐賀県告示第四十五号

次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十九年一月三十一日

佐賀県知事

古川

康

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鹿島市大字三河内字板垢丙一八九一の四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

◎佐賀県告示第四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年一月三十一日から平成十九年二月二十八日まで佐賀県交通部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年一月三十一日

佐賀県知事

古川

康

道路の種類 及び路線名	道 路		の 区 域	
	区 間	変更前 後の別	幅 員	延 長
一般国道 四九八号	武雄市朝日町大字中野字中小路 一〇二五四番二地先から 武雄市朝日町大字中野字大坂八 七〇六番五地先まで	後	四四・三 九・一	四二二・四
	武雄市朝日町大字中野字中小路 一〇二五四番二地先から 武雄市朝日町大字中野字大坂八 七〇六番五地先まで	前	二一・三 九・九	四一八・三
県道 北方朝日線	武雄市朝日町大字中野字中小路 一〇二九九番地先から 武雄市朝日町大字中野字中小路 一〇二六八番二地先まで	後	二三・一 九・九	二七二・四
	武雄市朝日町大字中野字中小路 一〇二九九番地先から 武雄市朝日町大字中野字中小路 一〇二六四番一地先まで	前	二三・四 八・二	三〇六・八

●佐賀県告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年一月三十一日から平成十九年二月二十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年一月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四九八号	武雄市朝日町大字中野字中小路一〇二五四番二地先から 武雄市朝日町大字中野字大坂八七〇六番五地先まで	平成一九・一・三一
県道 北方朝日線	武雄市朝日町大字中野字中小路一〇二九九番地先から 武雄市朝日町大字中野字中小路一〇二六四番一地先まで	”

●佐賀県告示第四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年一月三十一日から平成十九年二月二十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年一月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の 区間		の変更 の別		幅員 の延長	
	前	後	前	後	前	後
一般国道 四九八号	武雄市若木町大字川古字銚ノ元 九六五七番一地从先から 武雄市若木町大字川古字澗ノ上 七五八四番一地从先まで	武雄市若木町大字川古字銚ノ元 九六五七番一地从先から 武雄市若木町大字川古字澗ノ上 七五八四番一地从先まで	後	後	二七・〇 ノ 九・四	八六九・六
	武雄市若木町大字川古字銚ノ元 九六五七番一地从先から 武雄市若木町大字川古字澗ノ上 七五八四番一地从先まで	武雄市若木町大字川古字銚ノ元 九六五七番一地从先から 武雄市若木町大字川古字澗ノ上 七五八四番一地从先まで	前	前	一八・六 ノ 七・四	八六九・七
県道 多久若木線	武雄市若木町大字川古字井ノ上 九三〇八番三地从先から 武雄市若木町大字川古字井ノ上 九三六六番三地从先まで	武雄市若木町大字川古字井ノ上 九三〇八番三地从先から 武雄市若木町大字川古字井ノ上 九三六六番三地从先まで	後	後	一八・八 ノ 九・二	一三七・八
	武雄市若木町大字川古字井ノ上 九三〇八番三地从先から 武雄市若木町大字川古字井ノ上 九三六六番三地从先まで	武雄市若木町大字川古字井ノ上 九三〇八番三地从先から 武雄市若木町大字川古字井ノ上 九三六六番三地从先まで	前	前	三二・八 ノ 九・四	一四六・五

●佐賀県告示第四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年一月三十一日から平成十九年二月二十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年一月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四九八号	武雄市若木町大字川古字銚ノ元九六五七番一地从先から 武雄市若木町大字川古字澗ノ上七五八四番一地从先まで	平成一九・一・三二
県道 多久若木線	武雄市若木町大字川古字井ノ上九三〇八番三地从先から 武雄市若木町大字川古字井ノ上九三六六番三地从先まで	”

●佐賀県告示第五十号

県が管理する港湾施設の概要（平成七年佐賀県告示第五百十六号）の一部を次のように改正する。

平成十九年一月三十一日

佐賀県知事 古川 康

2 伊万里港の表中

移動式荷役機械	移動式ジブクレーン	揚力34t	を
移動式荷役機械	移動式ジブクレーン	揚力34t	に改める。
荷役機械	補助クレーン	1台	

○ 公 告

次のとおり制限付一般競争入札に付します。

平成19年1月31日

収支等命令者

佐賀県統括本部副本部長情報・業務改革課長事務取扱

迎 出	
<p>1 制限付一般競争入札競争入札に付する事項</p>	<p>されたインターネットデータセンター (IDC) で、ホスティングサービス (セキュリティが高い環境を低コストで提供でき、災害等にも強い建物で、必要なハードウェア・ソフトウェアの貸し出しや機器等の監視等を含めた稼働環境の提供サービス) の提供ができること。</p>
<p>(1) 賃貸借物品等の名称及び数量</p>	<p>稼働環境の提供サービス) の提供ができること。</p>
<p>共通費管理システム及び健康管理システムに係る機器設備及び稼働環境一式</p>	<p>3 入札手続きに関する事項</p>
<p>(2) 賃貸借内容 入札説明書による。</p>	<p>(1) 担当課</p>
<p>(3) 賃貸借期間 平成19年3月1日から平成24年3月31日まで</p>	<p>郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号</p>
<p>(4) 納入等場所 落札者の申請により県が認めた場所</p>	<p>佐賀県統括本部情報・業務改革課 総務事務効率化センター (新行政棟2階)</p>
<p>2 入札参加資格及び条件に関する事項</p>	<p>電話 0952-25-7089</p>
<p>入札に参加する者の資格は、以下に掲げる要件のすべてを満たし、佐賀県知事から参加資格の確認を受けた者であることを要します。</p>	<p>FAX 0952-25-7523</p>
<p>(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。</p>	<p>E-mail soumujuimu@pref.saga.lg.jp</p>
<p>(2) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者 (同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であつても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。) でないこと。</p>	<p>(2) 入札説明書の交付方法及び交付期間 平成19年1月31日(水) から平成19年2月9日(金) まで (土曜日及び日曜日を除く。) の午前8時30分から午後5時までの間、(1)の場所で随時交付します。</p>
<p>(3) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者 (同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であつても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。) でないこと。</p>	<p>(3) 競争入札参加資格の確認 ア 入札に参加しようとする者 (以下「入札者」という。) は、イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書に入札説明書に規定する書類等を添付した上で、3の(1)まで郵送又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けることを要します。</p>
<p>(4) 電気通信事業法 (昭和59年法律第86号) に規定する電気通信事業者であること。</p>	<p>イ 提出期限 平成19年2月9日(金) 午後5時 (郵送による場合は、書留郵便とし、上記イの提出期限までに必着とします。また、封筒に「共通費管理システム及び健康管理システムに係る機器設備及び稼働環境提供業務資格審査書類在中」と朱書きしてください。)</p>
<p>(5) ISMS (情報セキュリティマネジメントシステム) 認証を取得し、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得していること。</p>	<p>期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者</p>
<p>(6) 別途入札説明書に記載する要件を満たす適切な建物及び運用体制が整備</p>	

<p>は、入札に参加することができません。</p> <p>ウ 競争入札参加資格の確認結果は、平成19年2月14日(水)までに通知します。</p> <p>(4) 入札者の資格の喪失</p> <p>入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとします。</p> <p>ア 仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。</p> <p>イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。</p> <p>(5) 入札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 平成19年2月16日(金) 午前9時</p> <p>(入札を郵送で行う場合には、書留郵便とし、平成19年2月15日(木)午後5時までに3の(1)に必着とします。また、封筒に「共通費管理システム及び健康管理システムに係る機器設備及び稼働環境入札書在中」と朱書きしてください。)</p> <p>イ 場所 3の(1)に同じ。</p> <p>(6) 開札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 平成19年2月16日(金) 午前9時30分</p> <p>イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 92号会議室(新行政棟9階)</p> <p>(7) 開札に関する事項</p> <p>開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。</p> <p>(8) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第1号及び第115条第3項第1号に該当するときは免除します。</p>	<p>(9) 契約条項を示す場所</p> <p>3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 入札方法に関する事項</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の105を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に105分の100を乗じて得た金額を入札書に記載することとします。</p> <p>(11) 落札者の決定方法</p> <p>ア 有効な入札書を提出した者であって予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とします。</p> <p>イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者となるべき者を決定するものとし、この場合においては、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。</p> <p>ウ 第一回目の開札の結果、落札者がいないとき(入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合)は、直ちに再度入札を行います。ただし、郵便により入札書を提出した者が、開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、改めて行います。</p> <p>エ 入札は原則3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがあります。</p> <p>オ 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそ</p>
---	---

れがあつて著しく不相当であると認めるときは、調査のうえ、その者を落札者としなことがあります。

なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとします。

(12) 入札の無効

競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次の各号いずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

ア 入札に参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額の最初に辛の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者

カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ク 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者

ケ 一人で2以上の入札をした者

コ 代理人でその資格のないもの

サ 上記に掲げるもののほか、条件に違反した者

(13) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができません。

(14) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止します。

なお、この場合における損害は入札者の負担とします。

(15) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができますが、辞退する場合は、速やかに別に定める入札辞退届を提出することとします。

入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではありません。

(16) 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から原則として一週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とします。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書の作成の要否
要

(3) 談合情報があつた場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。

(4) 詳細は入札説明書によります。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成19年3月12日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成19年1月31日

<p>1 申請のあった年月日 平成19年1月12日</p> <p>2 申請に係る特定非営利活動法人</p> <p>(1) 名称 特定非営利活動法人さんさんさん</p> <p>(2) 代表者の氏名 谷口 真由美</p> <p>(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県佐賀郡久保田町大字徳万907番地1</p> <p>(4) 定款に記載された目的 この法人は、障害児、者等社会的弱者に対して、社会復帰の促進および自立と社会参加の促進に関する事業を行い、よりよい社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>平成18年3月31日県営土地改良事業(湛水防除 クリーンク防災機能保全対策) 寄人地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。</p> <p>平成19年1月31日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>平成17年3月31日県営土地改良事業(湛水防除 クリーンク防災機能保全対策) 東津地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。</p> <p>平成19年1月31日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>平成18年3月27日県営土地改良事業(農林漁業用揮発油税財源身替農道整備) 大陣岳地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113</p>	<p>条の2第3項の規定により公告する。</p> <p>平成19年1月31日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>次のとおり一般競争入札に付します。</p> <p>平成19年1月31日</p> <p>収支等命令者 佐賀県出納局用度管財課長 佐々木 邦 晴</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 印刷物名 県民だより(パンフレット)</p> <p>(2) 印刷予定数量 302,000部(1回当たり)、年12回発行</p> <p>(3) 納入期限 発行日の4日前(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。</p> <p>(4) 履行期間 契約締結の日から平成20年3月31日まで</p> <p>(5) 納入場所 佐賀市、鹿島市、久保田町分は県指定業者に、唐津市及び伊万里市分は市指定の場所に、その他の市町分は各市役所、役場に納入すること。ただし、合併した市町については、各支所(旧役場等)に納入を依頼する場合がある。</p> <p>(6) 入札方法 1部当たりの単価(消費税及び地方消費税相当額を含まない金額)で入れすること。</p> <p>2 入札参加資格</p> <p>(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点まで有すること。</p> <p>(2) 原稿を渡した日から7日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に印刷物を納入できること。</p>
--	---

3 入札参加資格を得るための申請の方法

佐賀県庁本館1階入札室

(1) 上記2の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書様式に必要事項を記入のうえ持参して提出すること。

(2) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所
郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号
佐賀県出納局用度管財課用度担当

電話0952-25-7194 Email: youdokanzai@pref.saga.lg.jp

(3) 申請書様式の入手先

上記(2)の部局又は佐賀県ホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp/>)

4 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、原稿渡しから納入までの作業計画書を入札前日(平成19年3月30日)までに上記3の(2)の場所に提出しなければならない。提出された計画書を審査のうえ、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の対象者とする。

なお、提出した計画書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記3の(2)の部局

(2) 入札説明書の交付方法 平成19年3月12日から平成19年3月30日までの期間上記3の(2)の部局で随時交付する。

(3) 入札書の提出方法 上記3の(2)の部局に持参し、又は郵送すること。なお、郵送の場合は書留郵便とすること。

(4) 入札書の提出期限 平成19年4月2日午前11時

(5) 開札の日時及び場所 平成19年4月2日午前11時30分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号により免除する。

イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のないもの

カ ア～オに掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 再入札の参加について

第一回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札(第一回目を含め2回を限度)を行う。

ただし、郵便により入札書を提出したものが、開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて行う。

(6) 落札者の決定方法

ア 入札書比較価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるとき

は、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(7) 詳細は、入札説明書による。

(8) この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

(9) この公告に関する入札は、当該調達契約に係る平成19年度予算が成立しない場合は、行わないものとする。この場合は、佐賀県公報により公告する。

7 Summary

- (1) The nature and quantity of the products to be purchased : Correspondence to people living in Saga Prefecture (Pamphlet) Amount needed : 302,000 copies (per issue), 12 issues per year
- (2) Deadline : 11:00 A.M., 2 April, 2007
- (3) For more information, Contact : Supplies & Property Custody Division, Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai Saga-Shi Saga-Ken 840-8570 Japan TEL 0952-25-7194

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十七条第三項の規定により、次の者を佐賀県選挙管理委員会委員長職務代理者に指定する。

平成十九年一月三十一日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

佐賀県選挙管理委員会 委員 門 司 健

●佐賀県選挙管理委員会告示第六号

選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十九年一月三十一日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 日時 平成十九年二月八日 午前十一時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

(一) 佐賀県知事選挙及び県議会議員選挙について

(二) その他

●佐賀県選挙管理委員会告示第七号

不在者投票のできる施設の指定（昭和四十八年佐賀県選挙管理委員会告示第十七号）の一部を次のように改正する。

平成十九年一月三十一日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 病院の表中

医療法人啓心会啓心会病院

鳥栖市原町六七〇一

を

医療法人啓心会啓心会病院

鳥栖市原町六七〇一

医療法人好古堂すむのさと高尾病院

鳥栖市高田町二一〇一

に、

医療法人清明会きやま鹿毛病院

三養基郡基山町大字宮浦三九九番地一

医療法人好古堂高尾病院

三養基郡基山町大字小倉五〇三番地

を

二 老人ホームの表中

医療法人清明会きやま鹿毛病院

三養基郡基山町大字宮浦三九九番地一

に改める。

特別養護老人ホームつぼみ荘

佐賀市北川副町大字光法字天神一四八〇番二

を

特別養護老人ホームつぼみ荘

佐賀市北川副町大字光法字天神一四八〇番二

に改める。

社会福祉法人春陽会特別養護老人ホーム春庵

佐賀市鍋島町大字蛸久一三二三番地

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年一月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷